

第 9 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 3 年 5 月 2 8 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 5 月 2 8 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 2 日)

議 事 日 程

- | | | |
|---------|------------|-----------------------------------|
| 日 程 第 1 | 第 35 号 議 案 | 宍 粟 市 副 市 長 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 2 | 第 36 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 長 の 任 命 に つ い て |
| 日 程 第 3 | 第 37 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て |
| | 第 38 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て |
| | 第 39 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て |
| 日 程 第 4 | 第 40 号 議 案 | 宍 粟 市 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 5 | 第 41 号 議 案 | 宍 粟 市 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 6 | 第 42 号 議 案 | 宍 粟 市 公 平 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て |
| | 第 43 号 議 案 | 宍 粟 市 公 平 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て |
| | 第 44 号 議 案 | 宍 粟 市 公 平 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 7 | 第 45 号 議 案 | 宍 粟 市 固 定 資 産 評 価 員 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 8 | 第 46 号 議 案 | 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て |
| | 第 47 号 議 案 | 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て |
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- | | | |
|---------|------------|-----------------------------------|
| 日 程 第 1 | 第 35 号 議 案 | 宍 粟 市 副 市 長 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 2 | 第 36 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 長 の 任 命 に つ い て |
| 日 程 第 3 | 第 37 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て |
| | 第 38 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て |
| | 第 39 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て |
| 日 程 第 4 | 第 40 号 議 案 | 宍 粟 市 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 5 | 第 41 号 議 案 | 宍 粟 市 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て |
| 日 程 第 6 | 第 42 号 議 案 | 宍 粟 市 公 平 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て |

- 第 43号議案 宍粟市公平委員会委員の選任について
 第 44号議案 宍粟市公平委員会委員の選任について
 日程第 7 第 45号議案 宍粟市固定資産評価員の選任について
 日程第 8 第 46号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
 第 47号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 番 中 本 隆 敏 議員 | 2 番 垣 口 真 也 議員 |
| 3 番 神 吉 正 男 議員 | 4 番 浅 田 雅 昭 議員 |
| 5 番 八 木 雄 治 議員 | 6 番 西 本 諭 議員 |
| 7 番 前 田 佳 重 議員 | 8 番 津 田 晃 伸 議員 |
| 9 番 山 下 由 美 議員 | 1 0 番 大 畑 利 明 議員 |
| 1 1 番 田 中 一 郎 議員 | 1 2 番 林 克 治 議員 |
| 1 3 番 宮 元 裕 祐 議員 | 1 4 番 今 井 和 夫 議員 |
| 1 5 番 大久保 陽 一 議員 | 1 6 番 飯 田 吉 則 議員 |

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------|---------------|
| 事務局 長 小 谷 慎 一 君 | 書 記 大 谷 哲 也 君 |
| 書 記 小 椋 沙 織 君 | 書 記 中 瀬 裕 文 君 |

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 市 長 福 元 晶 三 君 | 教 育 長 西 岡 章 寿 君 |
| 市長公室長 水 口 浩 也 君 | 総 務 部 長 前 田 正 人 君 |
| 市民生活部長 森 本 和 人 君 | 健康福祉部長 津 村 裕 二 君 |
| 産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君 | 建 設 部 長 富 田 健 次 君 |
| 一宮市民局長 上 長 正 典 君 | 波賀市民局長 坂 口 知 巳 君 |
| 千種市民局長 福 山 敏 彦 君 | 会 計 管 理 者 太 中 豊 和 君 |
| 総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君 | 教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君 |
| 農業委員会事務局長 田 路 仁 君 | |

(午前9時30分 開会)

○議長(飯田吉則君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書及び地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和2年度定例監査結果報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日、市長から議案13件が提出されております。

これにて、報告を終わります。

この際、市長より所信表明を行いたい旨の申出がありますので、発言を許します。暫時休憩します。

午前 9時31分休憩

午前 9時31分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、第99回定例会の議案上程とその審議をお願いする前に、過日執行されました市長選挙の結果、3期目をスタートさせていただくことになりましたので、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと、このように思います。

本日、改めてこの宍粟市議会本会議場に立ちますと、改めて宍粟市の市政運営を担う重責に、まさに身の引き締まる思いとともに、決意を新たにしているところでございます。

宍粟市が直面し現在最優先に取り組まなければならない課題は、「新型コロナウイルス感染症への対応」であります。

昨年1月に新型コロナウイルス感染症の国内感染者が初めて確認をされてから、この1年間は、まさに、「コロナ一色」でありました。そのような中で、24時間新型コロナウイルス感染症と向き合う医師や看護師の方々をはじめ、医療・介護・福祉関係従事者、子育て・教育関係者の皆様、そして、日常生活の行動制限などに御

理解、御協力を賜りました市民の皆様等々に心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、少しお時間を頂いて、現在の高齢者に対するワクチン接種を進めておりますが、その集団接種状況について少し現状をお知らせを申し上げたいと、このように思います。

宍粟市市内約2万3,000人を対象に65歳以上の方の希望調査を実施したところですが、先日の5月26日現在では、1万1,046人の方の御希望がありまして、今5会場で順次集団接種をしているところであります。希望者の率にしますと、約85%の該当の市民の皆さんが接種を望んでおられると、こういう状況であります。

5月20日から波賀B&G海洋センターを皮切りに、昨日、山崎スポーツセンター会場で4回目の集団接種を実施させていただきました。昨日の速報値と合わせますと、高齢者の皆さんが接種を受けられた第1回目につきましては、総勢、現状では3,533名であります。

さらにまた、いわゆるキャンセルということも含めまして、その場合については医療従事者あるいは介護従事者にリスト化をしまして接種をすることとしております。その方々がこれまでの4会場で31名いらっしゃいまして、総勢、集団接種では昨日を含めまして3,564名と、こういうことであります。第1回目の接種が今日現在終わっていらっしゃる65歳以上の該当の方につきましては、現在約32%、接種が進んでおるという状況であります。

ちなみに、それぞれの会場に行っておりますが、市民の皆さんのできるだけ不安解消、あるいは安心して接種が受けれるように医師は常に6名、看護師あるいは保健師、職員も含めまして総勢100名を超える体制で今接種をしておるところでありまして、2回目の最終接種は7月25日を目指して今進めておるところであります。

なおまた、64歳以下の方々につきましても、現在のところ、医師会とも調整をしながらではありますが、6月中に調査をするという予定で今進めておりまして、具体的なスケジュール、あるいは具体的な内容等々が決まりましたら、その都度御報告申し上げたいと、このように思います。

いずれにしても、現在の接種の状況はそういうことではありますが、宍粟市の医師会、総合病院の先生方、あるいはそれぞれの医療従事者に大変お世話になりまして、順調に進めておるところであります。御報告申し上げたいと思います。

今日におきましても、兵庫県を含む10の都道府県では緊急事態宣言下にありまして、さらには現状の中で6月20日まで延長をする可能性が兵庫県下においても大で

あると、こんな状況下であります。

依然として収束の兆しが見えない中ではありますが、市民の皆様におかれましては、行き先が見えず不安な生活を送られていることと思います。また、飲食店をはじめとする事業者の皆様におかれましては、事業活動の自粛要請により経営において非常に厳しい状況にあることも承知をしております。

このようなときこそ、市民の皆様、事業者の皆様に寄り添い、いち早くスピード感を持って支援をすることが、基礎自治体の役割であると、このように考えております。

一方、コロナ禍の中で、社会の在り方が従来とは大きく異なっており、都会の「密」から地方の「疎」に新たな価値を見い出そうとする機運の高まりは、緑豊かな宍粟市にとって大きなチャンスと捉え、宍粟市の最大の資源である森林を活かした魅力的で、かつ、効果的な施策を展開し、宍粟市への人の流れをつくっていくことが、まさに今求められております。こうした時代の流れに乗り遅れることなく、いち早く実行していきたいと、このように考えています。

さて、令和3年度は、これまで取り組んできたまちづくりを次の世代につないでいくために、令和4年度からの5年間の本市のまちづくりの方向性を示す第2次宍粟市総合計画の「後期基本計画」及び第2次となる「宍粟市地域創生総合戦略」の策定に取り組めます。その中で、持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向けた宍粟市の特徴を生かした森林に関連する取組をはじめとして、「誰一人取り残さない」まちづくりを推進し、宍粟市の将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、市政運営に邁進してまいります。

こうした決意の下、私の3期目にあたりまして、七つのビジョンに基づき、市政運営の方針を申し上げます。

まず一つ目は、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策であります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置し、市民の皆様のワクチン接種を順次計画的に先ほど申し上げたとおり進めておるところであります。

改めて宍粟市医師会をはじめ関係機関の御協力のもと、4月1日からは医療従事関係者、5月6日から高齢者施設利用者の接種を開始し、5月20日からは65歳以上の皆様を対象に1回目の集団接種が先ほど申し上げたとおり始まったところであり、市民の皆様が早期にワクチン接種が完了できるように万全を期して取り組むとともに、時期を見計らい消費を喚起し地域経済の回復を目指して商品券の発行に

取り組みます。今後も市民の皆様の生命と暮らしを守り、事業者の皆様の経済活動を支援するために各種施策を展開してまいります。

二つ目には、地域医療体制の確保であります。

市民の皆様が安心して日常生活を送っていただき、将来も安心して暮らしていただくためには、医療体制の確保が非常に重要であると考えております。まず、地域医療の拠点として役割を担う新病院の建設事業につきましては、新病院の方向性を示す「基本構想」がまとまりました。この構想に基づき令和8年度の運用開始を目指して、病床数や診療科目など病院規模を決定し着実に進めてまいります。

また、一宮町北部地域において診療所を整備し、本年11月のできるだけ早い段階の開業を目指して進めてまいりたいと、このように考えております。

あわせて、サテライト機能としての訪問看護ステーションを設置し、利用者の自宅や施設へ出向き、状態観察や医療的ケアなどのサービスを提供するなど医療体制の充実を図ります。

三つ目には、子育て支援と教育環境の充実であります。

私は我がまちの将来を考えたときに、次代を担う若者が宍粟市で子どもを産み・育てたいと思える子育ての環境整備、自分の子どもを豊かな森林と清流に囲まれた環境で学ばせたいと思える教育環境の整備について、早急に取り組まなければならない課題と捉えています。2期8年間において、妊婦検診費用の助成から18歳の高校生までの医療費助成、また、学校給食費の一部無料化など、子育て世代の経済的な支援を行ってまいりました。これまでの取組の効果等を検証する中で、さらに効果的な支援策をこれからも推進してまいります。

また、幼保連携型認定こども園の整備、一定の集団規模での教育と多様な学びや遊び環境の確保をすることを目的とした学校規模適正化につきましては、引き続き推進していくとともに、小・中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育が、本年度から一宮北小学校と一宮北中学校で始まりました。令和9年度までに市内全校で展開できるように着実に進めてまいります。

四つ目には、新たな農業・森林づくりへの挑戦から豊かな環境を守っていきます。

なんと言っても我が町はかつてより農業・林業で栄えた町であります。現状では農業の担い手不足などの諸課題を抱えております。このような課題を解消し、宍粟市の未来の農業の在り方を考え、新たに「宍粟市農業モデル」の構築を目指してまいります。

また、林業については、森林環境譲与税を財源とした「新たな森林管理システム」の積極的かつ計画的な推進を図り、森林整備と森林経営の効果的な実施を実現するとともに、彩のある美しい里山の原風景の整備を引き続き推進してまいります。このような取組を通じて、豊かな森林資源を有効に活用し、生産性の向上と公益性を兼ね備えた自然環境を守ってまいります。

五つ目には、観光振興を図り関係人口の拡大を図ります。

私は市長に就任して以来、常に現場に出向いて、市民の皆さんとの対話に心がけ、くまなく宍粟市を歩いてまいりました。その中で強く感じたことは、改めて先人から受け継いだ豊かな自然は、私たちにとってかけがえのない宝、誇り、そして、すばらしい財産であるということです。私はこの豊かな自然資源を活用し、人口減少対策に果敢に挑戦していきたいと、このように考えております。

市内には26の1,000メートルを超える山々と揖保川、千種川の清流、日本有数のカヌーコースを有する音水湖、二つのスキー場やキャンプ場などアウトドアを満喫できる資源が豊富にあり、一つの行政区域で多種多様な資源を有しているまちは、ほかを探しても見当たらないのではないかと自負しているところであります。

特に、市北部には多数の資源を有していることから、アウトドアによる体験等を通じて市北部への人の流れを創り出し、その流れを市全体に波及させ、地域経済の活性化を図ることで、雇用の創出を実現し、人口減少に歯止めをかけていきたいと考えております。また、宍粟市の資源を点から線、そして面へとつなぐ仕組みをつくり、宍粟市と都市部の企業等との関係を構築するために、民間企業と連携し宍粟市のPRを推進してまいります。

六つ目は、「一人ひとりを大切にするまち」を実現してまいります。

今日、家族の在り方や個人の価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会や地域の状況が大きく変化をしています。これらの変化に対応しながら、豊かで活力のあるまちを持続していくためには、お互いを尊重し、思いやりの心を持ち、ジェンダー等にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる社会の実現が、本市にとって重要であると認識しております。

今後、家庭や地域、学校、職場等、あらゆる場面において男女共同参画を推進するため、行政はもとより市民、教育関係者、事業者の皆様や関係機関と連携・協力しながら、関連施策を着実に推進してまいります。

最後の七つ目は、健全な財政運営であります。

令和2年度に普通交付税算定の合併特例措置が終了し、本年度からは一本算定になりました。普通交付税は削減され財政状況は厳しさが増してきます。また、新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響から、市税が大きく減少すると見込んでおり、市財政の歳入確保は厳しい状況が続くことが想定されます。

持続可能な市政運営を行うためには、さらなる事業精査と財源確保が重要な課題となっており、これまでの行政改革の取組をさらに発展させた第4次行政改革大綱を策定し、民間活力の導入、有利な財源の確保など財政健全化に向けた行革の取組を進めてまいります。また、限られた財源を有効に活用するために、事業を実施する順番をしっかりと見定め、決定していく考えであります。

私は市長に就任して以来、市政運営において、市民の皆様との「対話」を信条として、常に現場主義を貫き、市民の皆様の声に耳を傾け、市政に反映してまいりました。また、市民の皆様と行政との信頼関係を築くために、職員に率先して「あいさつ」をすることを徹底してまいりました。市民の皆様と「あいさつ」から始まり会話をすることで、職員一人一人が「今何を求められているのか」を意識するようになり、市民の皆様のために仕事をするという自覚が生まれ、職員力の向上が図られるものと思います。いずれにしても、市民の皆様から信頼される市役所になっていかなければなりません。そのためにも私自身が先頭に立って今後も取り組んでまいります。

10年、20年先のまちの形をしっかりと見据え、市民一人一人が「住んでよかった」、「いつまでも住み続けたい」と思えるようなまちとするために、市民の皆様をはじめ地域、事業者の皆様、あるいは団体、議会の皆様方と行政が共に考え、共に力を合わせ、それぞれの立場で役割を担い、責任を果たしながら参画と協働によって活力のあるまちづくりを進めてまいります。

市民、議会、行政が三位一体となって、まさにオール宍粟、チーム宍粟としてまちづくりを進めていきたいと思っていますので、格別の御理解、御協力、御支援をいただきますようお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田吉則君） 以上で市長の所信表明は終わりました。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第35号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第35号議案、宍粟市副市長の選任についてを議題といたします。

富田建設部長の退席を求めます。

暫時休憩します。

午前 9時52分休憩

————— (富田建設部長退席)

午前 9時52分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第35号議案、宍粟市副市長の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年5月27日に中村副市長が任期満了となったため、新たに富田健次氏を副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき提案するものであります。

富田氏につきましては、昭和55年に千種町役場に奉職以来、41年余りにわたる行政経験を有されており、宍粟市発足後においても、まちづくり推進部長、建設部長などを歴任され、行政全般にわたる知識、経験とも豊富で、また、人望も厚く誠実な方であります。

今後、総合計画や地域創生総合戦略を着実に、また、スピード感を持って進める上で、私の補佐役として適任者であると判断しております。

議員各位におかれましては、副市長の選任につきまして、御理解を賜りまして、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

暫時休憩します。

午前 9時55分休憩

—————
午前 9時55分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 大畑でございます。ただいま議長から質疑の指名をいただいたところでございますが、私が予定しておりました質疑につきましては、選任の

前でございますし、まだ選任されていない方にお尋ねする内容となっております。

したがって、改めて選任の所信の中で表明をいただくということを確認いただきましたので、今回の質疑については取下げをさせていただきます、選任後の所信表明でお答えをいただきたいと、かように存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） それでは、質疑取下げということで取り計らいたいと思います。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第35号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第35号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 異議なしと認めます。

第35号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

富田建設部長の入場を許可します。

暫時休憩します。

午前 9時57分休憩

—————（富田建設部長入場）

午前 9時57分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第2 第36号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第36号議案、宍粟市教育長の任命についてを議題

とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第36号議案、宍粟市教育長の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現教育長であります西岡章寿氏の任期が、令和3年6月2日をもって満了となることから、新たに教育長として、中田直人氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

中田氏は、昭和57年に教諭として奉職されて以降、兵庫県教育委員会播磨西教育事務所長を歴任されるなど、教育行政の経験が豊富であり、令和2年6月3日に教育委員に就任されて以降は、委員活動にも精力的に取り組まれております。

また、人格・識見ともに優れ、周囲の人望も厚いことから、教育長として適任者であると確信をしております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第36号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第36号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第36号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第36号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 第37号議案～第39号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第37号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてから、第39号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてまでの3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第37号議案から第39号議案までの宍粟市教育委員会委員の任命につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

現教育委員であります金本一二氏と中山由香里氏の任期が、令和3年6月2日をもって満了となることから、金本氏には引き続き、また、新たに飯田さおり氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

さらに、中田直人氏を新たに教育長に任命することから、中川まゆみ氏を新たに教育委員として任命したく、同法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

金本氏につきましては、平成25年6月から教育委員として積極的に活動いただいております。PTA役員、民生委員児童委員などを歴任された経験から、教育及び福祉に関する識見が深く、また、周囲の人望も厚く、教育委員として適任であります。

次に、飯田氏につきましては、学校規模適正化協議会の委員やPTA役員として、よりよい学校づくりに熱心に取り組んでいただき、また、他の保護者等からの信頼も厚いことから、保護者の立場として積極的に意見を述べていただくことが期待できる教育委員として適任であります。

最後に、中川氏につきましては、昭和56年に城東保育所の保育士として奉職されて以降、幼稚園の園長、こども未来課の副課長を歴任された経験から、幼児教育・保育に精通されており、また、行政に関する知識も豊富で、人格・識見ともに優れ、教育委員として適任であります。

議員各位におかれましては、何とぞ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第37号議案から第39号議案までの3議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第37号議案から第39号議案までの3議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これにて討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第37号議案を採決いたします。

第37号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第37号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第38号議案を採決いたします。

第38号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第38号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第39号議案を採決いたします。

第39号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第39号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4 第40号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第40号議案、宍粟市監査委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第40号議案、宍粟市監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員のうち、識見監査委員として選任をしておりました畑中正之氏の任期が令和3年5月28日をもって満了となることから、引き続き畑中氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

畑中氏につきましては、市職員として福祉、税務、総務など行政全般に係る知識・経験が豊富で、また、議会事務局長、監査委員事務局長を歴任されるなど人格・識見ともに優れ、監査委員として適任であります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第40号議案については、会議規則第39条第3項の

規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第40号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) これで討論を終わります。

これより採決を行います。

第40号議案を原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第40号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5 第41号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第5、第41号議案、宍粟市監査委員の選任についてを議題といたします。

宮元裕祐議員の除斥を求めます。

暫時休憩します。

午前10時08分休憩

————— (宮元裕祐議員退席)

午前10時08分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第41号議案、宍粟市監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員のうち、選任議員から選任されておりました田中孝幸氏が任期満了となり、退任されましたので、後任に宮元裕祐氏を選任したく、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第41号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第41号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第41号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第41号議案は、原案のとおり同意されました。

宮元裕祐議員の入場を許可します。

暫時休憩します。

午前10時10分休憩

—————（宮元裕祐議員入場）

午前10時10分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第6 第42号議案～第44号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第42号議案、宍粟市公平委員会委員の選任についてから、第44号議案、宍粟市公平委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議

題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第42号議案から第44号議案までの宍粟市公平委員会委員の選任につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

公平委員会委員の釜田道夫氏、大前千里氏、中岡一夫氏の3名の任期が、令和3年6月15日をもって満了となることから、釜田氏と中岡氏には引き続き、また、大前氏の後任として山本千津子氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

釜田氏につきましては平成25年6月から、中岡氏につきましては平成29年6月から、それぞれ公平委員会委員として活躍いただいております、両氏とも行政全般にわたる知識・経験とも豊富で、委員として適任であることから、引き続き選任しようとするものであります。また、山本氏につきましては、長年、市職員として、幼児教育・保育に携わられた実績から行政に関する知識も豊富で、人格・識見ともに優れ、委員として適任であることから、新たに選任しようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第42号議案から第44号議案までの3議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 異議なしと認めます。

第42号議案から第44号議案までの3議案は、委員会の付託を省略することに決定

しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第42号議案を採決いたします。

第42号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第42号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第43号議案を採決いたします。

第43号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第44号議案を採決いたします。

第44号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第7 第45号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第45号議案、宍粟市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

森本市民生活部長の退席を求めます。

暫時休憩します。

午前10時15分休憩

————— (森本市民生活部長退席)

午前10時15分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第45号議案、宍粟市固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現評価員の中村前副市長の任期が満了となったため、新たに市民生活部長の森本和人氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

森本氏は、昭和63年4月から平成3年3月までの間、税務課職員として固定資産税事務の経験があり、また、平成29年4月から平成30年3月までの間は、市民生活部次長兼税務課長を、同年4月から本年3月までの間、税務課を所管する市民生活部次長を歴任し、本年4月より市民生活部長の職に就いており、税務事務に精通しておりますので、適任であると確信しております。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第45号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第45号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） これにて討論を終わります。

続いて採決を行います。

第45号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第45号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

森本市民生活部長の入場を許可します。

暫時休憩します。

午前10時17分休憩

—————(森本市民生活部長入場)

午前10時17分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

日程第8 第46号議案～第47号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第8、第46号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第47号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第46号議案及び第47号議案、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される委員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、人権に関わる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。

この人権擁護委員のうち、小西美穂氏、長野洋子氏の任期が、令和3年9月30日をもって満了となることから、引き続き推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

小西氏については平成27年10月から、長野氏については平成30年10月から人権擁護委員として積極的に活動され、人権擁護と啓発に多大な貢献をされており、引き続き市民の人権擁護及び人権感覚の高揚に取り組んでいただきたく、推薦しようとするものであります。

議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

ます。

御異議はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第46号議案から第47号議案までの2議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第46号議案から第47号議案までの2議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) これですべての討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第46号議案を採決いたします。

第46号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第46号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

続いて、第47号議案を採決します。

第47号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第47号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月4日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時21分 散会)